第十項第二号を次のように改める。

2　周波数ホッピング方式以外の方式を用いるもの

(一)　周波数が九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下のもの

ア　占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHz以下のもの

電波の型式	周波数	空中線電力
N〇N、A一D、H一D、R一D、J一D、F一D、F二D又はG一D	中心周波数が、九一六・八MHz、九一八MHz若しくは九一九・二MHz又は九二〇・四MHz以上九二三・四MHz以下であって、九二〇・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・二五ワット以下

イ　占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの

電波の型式	周波数	空中線電力
N〇N、A一D、H一D、R一D、J一D、F一D、F二D又はG一D	中心周波数が九二〇・五MHz以上九二三・三MHz以下であって、九二〇・五MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・二五ワット以下

ウ　占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzを超え六〇〇kHz以下のもの

電波の型式	周波数	空中線電力
N〇N、A一D、H一D、R一D、J一D、F一D、F二D又はG一D	中心周波数が九二〇・六MHz以上九二三・二MHz以下であって、九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・二五ワット以下

エ　占有周波数帯幅の許容値が六〇〇kHzを超え八〇〇kHz以下のもの

電波の型式	周波数	空中線電力
N〇N、A一D、H一D、R一D、J一D、F一D、F二D又はG一D	中心周波数が九二〇・七MHz以上九二三・一MHz以下であって、九二〇・七MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・二五ワット以下

オ　占有周波数帯幅の許容値が八〇〇kHzを超え一、〇〇〇kHz以下のもの

電波の型式	周波数	空中線電力
N〇N、A一D、H一D、R一D、J一D、F一D、F二D又はG一D	中心周波数が九二〇・八MHz以上九二三MHz以下であって、九二〇・八MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・二五ワット以下

(二)　周波数が二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下のもの

電波の型式	周波数	空中線電力
N〇N、A一D、F一D、F二D又はN、A一D、AXはG一D	中心周波数が二、四四八・八七五MHz	〇・〇一ワット以下

〇総務省告示第五百十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十三条第一項の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百五号（簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

第六項を次のように改める。

六　九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

周波数	空中線電力
(一)　占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの 中心周波数が、九二〇・六MHz以上九二三・四MHz以下の周波数であって、九二〇・六MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの (二)　占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの 中心周波数が、九二〇・七MHz以上九二三・三MHz以下の周波数であって、九二〇・七MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの (三)　占有周波数帯幅が四〇〇kHzを超え六〇〇kHz以下のもの 中心周波数が、九二〇・八MHz以上九二三・二MHz以下の周波数であって、九二〇・八MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・二五ワット